

令和6年度佐賀県介護サービス情報の報告に関する計画

第1 目的

介護保険法施行令第37条の2の3第1項の規定により、令和6年度の介護保険法（以下「法」という。）第115条の35第1項の規定による介護サービス情報の報告（以下「報告」という。）に関する計画を定める。

第2 計画の基準日

この計画の基準日は、令和6年4月1日とする。

第3 計画の期間

この計画の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第4 報告の対象となる介護サービス事業者

この計画において報告の対象となる介護サービス事業者は、介護保険法施行規則（以下「省令」という。）第140条の43第1項に定めるサービスの提供を行う介護サービス事業者（ただし、同条第2項に定めるサービスは除く。）であって、次に掲げるものとする。

- (1) 新規にサービスの提供を開始しようとするもの
- (2) 省令第140条の44各号に掲げる事業所以外のもの

なお、報告期限より前に廃止した、又は報告期限の時点において現に休止中の事業者については報告を要しないものとする。

ただし、休止中の事業者が計画の期間の末日までに事業を再開した場合は、速やかに報告を求めるものとする。

第5 報告の方法及び報告先

- 1 報告は、厚生労働省が構築している報告受付用インターネットウェブサイトにおいて電磁的情報を提供する方法により行うものとする。
- 2 インターネットを使用できないなど、1の方法によりがたい場合は、佐賀県健康福祉部長寿社会課に設置する端末に入力する方法その他知事が適当と認める方法によることができる。

第6 報告期限

- 1 第4(1)に定めるものにあつては、新たに介護サービスの提供を開始する日の2週間前まで
- 2 第4(2)に定めるものにあつては、知事が別に定める日まで

第7 調査

報告を行った事業者のうち、法第115条の35第3項の調査を希望するものは、報告を行った日から2週間以内に第1号様式により申し出なければならない。